⑵　職域部門

ア　東日本大震災関連

府省名・職域名	顕彰理由
国土交通省東北地方整備局 「くしの歯作戦啓開チーム」､「航路啓開チーム」	震災直後の壊滅的な状況下で主要な国道・港湾の啓開を短期間で完了し、人命救助や支援物資の早期輸送、産業の早期復旧等の生命線を確保
国土交通省東京航空局 仙台空港事務所	津波による壊滅的打撃の中、被災地における物資・人員輸送等の拠点となる仙台空港の迅速な空港機能回復を果たし、被災地の早期の復興・復旧に尽力
海上保安庁第二管区海上保安本部 第二管区東北地方太平洋沖地震災害対策本部	震災直後の被災地での救援活動のほか、現在も行方不明者の捜索、原発周辺海域の24時間監視等の震災対応業務を昼夜を問わず遂行

イ　東日本大震災関連以外

府省名・職域名	顕彰理由
法務省沖縄女子学園	非行少女の矯正教育のため、地域の伝統的な染め物「紅型」の製作を中心に、伝統芸能も取り入れ､地域社会の協力も得て、少女の改善更生に尽力
水産庁 瀬戸内海漁業調整事務所漁業取締グループ	潜水器具や高速漁船を利用した密漁に対し、密漁者のみならず仲買人も初めて検挙するなど漁業秩序維持に貢献
海上保安庁海洋情報部海洋調査課 大陸棚調査室、測量船「昭洋」､「拓洋」､「明洋」､「海洋」	25年にわたり広大な海洋を調査し、膨大なデータの分析を進めた結果、国際委員会で大陸棚延長が認められ、我が国の海洋権益の拡充に大きく貢献

第２節　各方面との意見交換等

人事行政を適切に運営していくため、各方面から公務員や公務員制度に対する率直な意見を聴取するとともに、公務に対する理解を得ることに努めている。

これらの意見については、制度改正などを通じ、人事行政の方針の策定や運営面に反映させていくこととしている。

1　公務員問題懇話会

地方の実情を的確に把握するため、札幌市、長野市、横浜市及び広島市において、人事行政全般に関する諸問題について、それぞれの地域の各界有識者と人事院幹部が意見交換を行った。

2　企業経営者等との意見交換

中小企業経営者、報道機関の論説委員等を対象に、平成24年４月から６月にわたり全国46都市において、国家公務員給与の決定方法、人事院勧告の意義・役割等を説明するとともに、地域における経営環境、賃金改定の動向及び公務員給与の在り方等に関して率直な意見交換を行った。

3　参与との意見交換

人事行政に関する重要な事項について意見を求めるため、各界の学識経験者に参与を委嘱し、意見交換を行った。

4　論説委員等の職場訪問

公務における多様な職種の勤務実態などを実際に紹介し、国家公務員に対する理解を深めてもらうことを目的として、報道機関の論説委員等や企業・経済団体等の有識者を対象に、本院及び各地方事務局（所）において、平成24年度は矯正官署、海上保安官署等への職場訪問を行った。

第２編　国家公務員倫理審査会の業務

倫理法及び同法第５条に基づく国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号。以下「倫理規程」という。）は、平成12年４月に全面施行された後、平成17年４月の一部改正を経て、平成24年度に施行13年目を迎えた。

国公法及び倫理法に基づいて人事院に設置された国家公務員倫理審査会（以下「倫理審査会」という。）は、会長及び委員４人をもって組織され､公務に対する国民の信頼確保という倫理法の目的の下、倫理規程に関する意見の申出、各種報告書の審査、倫理法・倫理規程及びこれらに基づく命令（以下「倫理法等」という。）に違反する疑いがある場合の調査・懲戒の手続の実施、懲戒処分の承認など、職務に係る倫理の保持に関する事務を所掌している。倫理審査会には、その事務を処理するため、事務局が置かれている。

また、各府省等には倫理法に基づき倫理監督官（各府省事務次官等）が置かれ、各省各庁の長等と共に、その属する府省等の職員の職務に係る倫理の保持に関する責務を担っている。

本編は､職員の職務に係る倫理の保持に関して倫理審査会が行う業務について記述したものである。

第１章　倫理の保持を図るための啓発活動等

1　倫理制度の周知徹底、広報活動

倫理法は、かつて、幹部公務員を中心に不祥事が続発し、厳しい社会的批判を招いたことを背景として、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為を防止することにより、公務に対する国民の信頼を確保することを目的として、平成11年８月に制定され、平成12年４月から全面施行された。

倫理法は、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を定めるとともに、職員の職務に係る倫理の保持に関する事務を行う機関である倫理審査会の設置、倫理原則を踏まえて職員の倫理の保持に必要な事項を定める政令（倫理規程）の制定、職員と事業者等との接触について透明性を確保するための各種報告制度等について規定している。

また、倫理規程は、倫理法の倫理原則を受けた倫理行動規準を定めるとともに、許認可等の相手方、補助金等の交付を受ける者等の職員の職務と利害関係を有する者の範囲を明確に定め、職員が利害関係者から贈与や接待を受けることなど、国民の疑惑や不信を招くような行為の禁止・制限等について規定している。

倫理法・倫理規程の適正な運用を確保するためには、その内容が、これらの法令の適用を受ける職員や職員と接触する民間企業等に十分理解されることが重要である。そのため、倫理審査会は、平成24年度において、次のような施策を実施した。

⑴　各府省等倫理事務担当者会議の開催

各府省の本省の倫理事務担当者等を集めた会議を開催し、平成21年度の倫理法制定10年を機に策定した今後の重点課題である、①職員の倫理意識の涵養、②倫理的な組織風土の構築、③倫理法等違反への厳正な対応について説明を行い、併せて各府省の啓発活動を紹介し、倫理研修の計画的な実施や職員の職務に係る倫理の保持のための通報制度（以下「通報制度」という。）の活用の推進に関する指導等を行った。

⑵　地方公共団体に対して倫理法・倫理規程への理解、協力を依頼する通知の発出

国の行政機関の地方支分部局等に勤務する国家公務員が、地方公共団体から供応接待や物品の贈与を受けたとして、倫理法等違反で懲戒処分を受けるという事案が立て続けに発生したことに伴い、健全な公務組織の構築のため、事務局長から都道府県知事及び市区町村長に対し、地方公共団体の職員が国家公務員と接触する際の留意事項等を周知するとともに、倫理法・倫理規程への理解、協力を要請する通知を平成25年３月27日に発出した。